

広報 ゆざわ

湯沢町
町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくり出そう

■発行・編集 / 湯沢町役場総務課 〒949 - 6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
☎ 025 784 3451 ホームページアドレス <http://www.town.yuzawa.niigata.jp/>

雪下ろしは足下を確かめ安全に 雪による事故防止

12月としては多くの雪が降り、県内では除雪作業に伴う、死亡事故等が発生しています。雪下ろしや除雪作業を行う方は、次のことについて注意をし、事故防止に努めましょう。

雪下ろし・除雪をする皆さんへ

悪天候の時は、屋根に上がらないようにしましょう。

雪^{せつ}庇は、最初に落としましょう。

はしごを使用するときは、倒れないようにしっかり固定しましょう。

はしごの上では、落下雪と足下に十分注意しましょう。

作業は、足場の安全を確認しながら行いましょう。

作業は、できるだけ複数で行うようにしましょう。

除雪機に詰まったり付着した雪を取り除く時は、エンジンを切ってから行いましょう。

除雪機を使用する際は、周囲の安全を確認してから作業を始め、作業中も周囲に気を配りましょう。特に、児童等歩行者に接近する場合は、その行動にも注意しましょう。



お願い

側溝などに一度にたくさんの雪を入れると詰まって水があふれ、住宅に浸水したり、道路が川のようになって交通の障害となります。水路への排雪の際は隣近所と声をかけ合い、時間帯をずらすなどして一度にたくさんの雪を流さないようにご協力願います。



主 な 内 容

町長所信表明	2
村山町長退任	3
湯沢町総合計画について	4
年末年始の休業・休館	5
住宅用地の固定資産税の軽減について	6
償却資産の申告について	7
冬期限定「新潟県の雪情報」	8
魚沼消防署から	9
お知らせ	10
1月の暦	11
1月の救急診療当番	12

町長所信表明

12月19日、上村清隆町長は12月議会定例会において、これからの町政を進めるにあたっての所信を表明しました。



12月12日、上村町長が初登庁し、町政の新たな第一歩を踏み出しました。

この度の町長選挙にあたり、町民皆様をはじめ多くの方々のご支援により、初当選の栄に浴し、町制施行50年の伝統ある湯沢町政の重責を担うこととなりました。誠に光栄であり、身の引き締まる思いで一杯であります。そして、選挙の結果を厳粛に受け止めて、今後の町政運営に誠心誠意努めてまいります。

力とご指導を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。就任直後の定例議会でありますので、町政を執行するにあたって私の所信の一端を申し述べさせていただきます。私は町長選の立候補にあたり、「緊急・町政立て直し三年断行」「町政一新・わかりやすい町政」を掲げて臨みました。新生ゆざわ構築のために諸施策の推進に最善の努力をしますまいります。

その基本姿勢として、あくまでも町民の皆様の視点に立って町政を推進し、

1. 経済的に元気でたくましい町

2. 雪国で育まれた人情味溢れる、あたたかくやさしい町

3. 信頼される行政運営の町

をモットーに、安全安心な町づくりを進め、元気で活気のある町を目指すことを基本といたします。

健全な
財政と行政機能を
確立します

先に、第四次湯沢町行政改革大綱が示されました。行政機能の抜本的な改革を行い、職員の適正配置に努め、そして、職員の政策能力の向上と強化を図ってまいります。また、現在進めている事務事業予算の削減、3年間で5億円の目標を掲げておりますが、その目標値についても十分に精査、検討をして健全財政の構築につなげてまいりたいと思っております。

町民参加による「湯沢町自立プラン」を作成します

住民と協働し、町づくりを進めていく必要から、様々な知識・経験を持った町民の方々から力をお借りし活用することが重要と思っております。このため、町民皆様の智慧を

「湯沢町自立プラン」は、町長が委員長を務める検討委員会を設置します。また、地域に居住する職員をサポートとして、各地域の整備計画を町内会で作成できるように支援いたします。このことが、地域の自立への道であると考えます。また、マンション居住者との交流を通じて、情報交換等を図ってまいりたいと考えています。

主力である
冬季観光の充実・再興を
図ります

外客誘致を含めたスキー産業振興に全力であたります。

そして、冬季行事の掘り起こしを行い、シーズンイベントとして支援するなど、既に先行している雪灯りコンテストの継続と拡大を支援してまいります。

観光農園や
体験観光に取り組み、
夏季観光を強化します

観光立町宣言の町として、豊かな自然と地の利を生かして、観光湯沢のため「いらっしやいませ」運動を町長・役場職員から取り組んでまいります。そして、地消地産・農業と観光、宿泊産業との連携を図ります。休耕畑等に関東圏やマンション居住者へ体験農園として提供するためのシステムを整備します。そして、文料系合宿の皆様の打上げ講演・演奏会などを支援いたしたいと思っております。

新潟県の表玄関である湯沢町は、豊かな自然と地の利に恵まれた立派な町であると自信を持ち、観光立町宣言の町として四季観光の確立に向けて、町民皆様と一体となり取り組んでまいります。

医療と高齢者福祉

防災体制を整備し、
クリーンで安全・安心な
町づくりを行います

県で進める長期医療計画と併せて町立病院の機能の充実を図るなど、社団法人地域医療振興協会の協力をいただき健全運営に努めてまいります。

高齢者や障害のある方への福祉サービスの向上や保健医療福祉の一体的な取り組みなど、福祉社会の形成を目指します。

県下一のごみ搬出量の町として、生ごみの減量化のためデスポーザーの設置の検討をいたします。

防災体制の一層の強化を図るため、地域防災計画を見直し作成してまいります。

保育・教育

青少年育成の充実強化と生涯学習を推進します

保育時間の延長と学童保育の充実により、子育て世代がより働きやすくなる環境を整えてまいります。全体計画として、保育から高等教育まで

の将来あるべき姿を「湯沢町学校教育研究協議会」の活動を強化しながら、人間力の向上と青少年の健全育成に力を注ぎ、学力の向上を図り、更には、公民館事業を充実させ、生き生きと暮らせるよう生涯学習の推進に教育委員会と一緒に努めてまいります。

そして、これらの施策の実現のため、「三つの手順」を大切にいたします。それは、まず話し合います。そして、よく考えます。わかりやすくお示し

します。
社会は急速な少子高齢化と情報化、国際化の進展や地方分権改革など大きく変化しています。

今まさに地方自治は大きな転換期にあります。また、住民の生活意識や価値観が多様化する中で、新たな課題や町民ニーズに対し、適切な対応に努めてまいりたいと思えます。初めての議会であり、私の私思いを申し上げ、所信表明といたします。

上村清隆町長 略歴

昭和 44 年 3 月	日本獣医畜産大学獣医学科卒業
昭和 44 年 4 月	新潟県職員上級職採用(獣医師)
昭和 58 年 4 月	新潟県妙法育成牧場(係長級)
平成元年 4 月	新潟県六日町保健所
平成 3 年 4 月	新潟県長岡保健所(課長補佐級)
平成 12 年 4 月	新潟県十日町保健所(課長級)
平成 16 年 4 月	新潟県福祉保健部参事(部長級)
平成 17 年 8 月	新潟県庁退職
平成 17 年 12 月 10 日	湯沢町長就任

16年間お疲れさまでした

村山町長退任

12月9日に町役場大会議室において、村山隆征前町長の退任式が行われました。村山町長は、昭和54年から町議会議員勤めた後、平成元年4月に初当選、4期16年の間、町政の発展に尽力されました。

立病院の建設、町営共同浴場の整備、越後湯沢全国童画展の創設、学校給食センターの建設、レジャープール、オーロラの建設など、多くの功績を残されました。
長い間のご苦勞に感謝を申し上げます。今後のご活躍をお祈りします。



皆さんのご意見をお聞かせください

湯沢町総合計画について

現在、湯沢町総合計画（後期基本計画）を策定中です。
町民の皆さんのご意見をお聞きます。

意見募集する案件

湯沢町総合計画（後期基本計画）（平成18年度～平成22年度の5カ年）素案について

湯沢町総合計画（後期基本計画）素案の公表方法

次の場所等で公表しています。
湯沢町役場総務課企画振興係
湯沢町公民館
湯沢町ホームページ <http://www.town.yuzawa.niigata.jp/>

ご意見・ご提案の提出方法

個人・団体は問いませんので、1月16日（月）までに、意見のある方は、住所・氏名・連絡先を明記し、Eメール、ファックス、郵送でお送りください。書式は問いません。
お寄せいただいたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。なお、原則として、ご意見に対して、回答などの対応はしません。
（氏名等の個人情報、内部資料としてのみ使用し、外部に公表等することはありません。）

郵送先

〒949 6192
湯沢町大字神立300番地
湯沢町役場総務課企画振興係

ファックス

780・6072

Eメール

sounu@town.yuzawa.niigata.jp

こんなご意見・ご提案を

町の行財政改革運営について
行財政改革や街づくり、職員に求めること、町民参加など身近な生活環境について
ごみの問題、環境保全、防犯や防災、上下水道、コミュニティ、人権尊重、男女共同参画など
町の環境整備について
道路・交通網、バス等の公共交通機関など

【問い合わせ】

総務課企画振興係

平成17年度のラスパレス指数が確定しました

平成17年4月1日現在

湯沢町	塩沢町	南魚沼市	県内町村平均	県内市平均	県平均
88.6	93.5	92.1	90.8	96.0	95.1

県内32町村の内では、低い方から7番目になっています。

（注）ラスパレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の湯沢町職員の給与水準を示す指数です。

年末年始の休業・休館

役場 (急用は 784 - 3451)	12月29日(木)～1月3日(火)	
公民館	12月29日(木)～1月3日(火)	
保健医療センター 救急は、この期間中も24時間対応しています。受診を希望される方は、まずお電話を。(780 - 6543)	12月29日(木)～1月3日(火)	
総合福祉センター	訪問介護事業所 通所介護事業所	12月31日(土)～1月3日(火)
	社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	12月29日(木)～1月3日(火)

12月29日(木)から1月3日(火)は休まず営業します

歴史民俗資料館「雪国館」...時間：午前9時～午後4時30分(定休日は水曜日です。)

湯沢カルチャーセンター...時間：午前9時～午後5時

ヨーガ講座 参加者募集

- 《期 日》 1月25日～3月29日の毎週水曜日
(全10回)
- 《時 間》 午後1時30分～3時
- 《会 場》 湯沢カルチャーセンター
小ホールまたは柔剣道場
- 《対 象》 一般
- 《講 師》 田村 ノブイ 氏
(広池秋子ヨーガ健康法 師範)
- 《服 装》 体を締め付けず動きやすい服装
- 《持ち物》 汗拭きタオル
- 《定 員》 30人程度
- 《受講料》 4,500円(傷害保険料含む)
- 《申込方法》 1月20日(金)までに、湯沢カルチャーセンターへ受講料を添えて申し込んでください。
- (受付時間・・・午前8時30分～午後5時15分)

岩の湯
1月4日(水)は、定休日にあたりませんが、営業します。
振替休日は、1月10日(火)とします。

街道の湯、山の湯
1月3日(火)は、定休日にあたりませんが、営業します。
振替休日は、1月11日(水)とします。

宿場の湯、駒子の湯
12月29日(木)、1月5日(木)は、定休日にあたりませんが、営業します。
振替休日は、1月13日(金)のみとします。

町共同浴場

年末年始の営業について

(財)湯沢町都市施設公社からのお知らせ

784・1511

湯沢カルチャーセンターは、年末年始(12月29日～1月3日)も休まず、営業します。

ただし、営業時間は、午前9時～午後5時までとさせていただきます。

1 住宅用地の固定資産税の軽減について

居住の用に供する家屋の敷地については、地方税法により固定資産税が軽減されます。

このうち、平成17年中に家屋の用途が居住用から居住用でなくなった場合やその逆の場合など変更があったものについては、湯沢町税条例により、その旨の申告書の提出が必要です。

提出の期限は1月31日となっていますので、まだ申告していない方は至急ご連絡ください。次のような場合が該当します。

- 民宿を廃業し、客室だった部屋をすべて住宅にした。
- 店舗の一部を改装して、従業員寮とした。
- 住宅の一部を改装して、店舗を開業した。

住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地とその他の住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

- ・ 小規模住宅用地
200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は、住宅1戸あたり200㎡までの部分)を小規模住宅用地といいます。
- ・ 小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

その他の住宅用地

- ・ 小規模住宅用地以外の住宅用地をその他の住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分がその他の住宅用地となります。
- ・ その他の住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

住宅用地の範囲

- ・ 住宅用地には、次の2つがあります。
- (1) 専用住宅(専ら人の居住の用に供する家屋)の敷地の

用に供されている土地

…その土地の全部(家屋の床面積の10倍まで)

(2) 併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地

…その土地の面積(家屋の床面積の10倍まで)に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。したがって、賦課期日(1月1



日)において新たに住宅の建設が予定されている土地

あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。ただし、既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建築中であり、一定の要件を満たすと認められる土地については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱うこととなります。

また、住宅が災害により滅失した場合で他の建物、構築物の用に供されていない土地は、2年間に限り、住宅用地として取り扱

われます。

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1
ロ	八以外の供用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1
ハ	地上5階以上の耐火建築物である供用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1

2 償却資産の申告について

固定資産税の対象となる償却資産は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告していただくことになっております。今月中旬にお送りした申告書に必要事項を記入して、期限までに申告してください。(専用の用紙を使用している場合は、その用紙で申告していただいても結構です。)なお、昨年中に資産の増加・減少がなかった場合や営業をやめた場合は、その旨を記入して提出してください。

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等を行います。その内容を例示しますと、

構築物(煙突、鉄塔、岸壁など)
機械及び装置、旋盤、ポンプ、動力配線設備など)
船舶
航空機
車両及び運搬具(貨車、客車、トラック、大型特殊自動車など)
工具、器具、備品、測定工具、切削工具、机、いす、ロッカーなど)
などの事業用資産です。例えば、ミシンを家庭用として使用している場合には、課税対象となりませんが、縫製工場等で事業用として使用して

いる場合は償却資産として課税の対象となります。なお、耐用年数1年未満の資産

取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(いわゆる少額償却資産)

取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(いわゆる一括償却資産)

自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

は課税の対象となりません。() の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。)

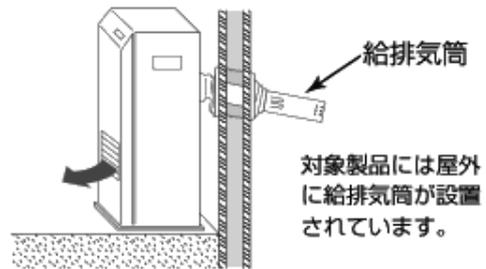
【申告・問い合わせ】

1 2とも税務課資産税係へ

松下電器産業株(ナショナル)製の 石油ファンヒーターをお使いの方はご確認ください

松下電器産業株(ナショナル)が昭和60年から平成4年に製造した石油温風暖房機(石油ファンヒーター)で一酸化炭素が漏洩する可能性があり、死亡事故も起きています。

ご自宅でお使いの方は、一度製品番号を確認のうえ、該当の商品である場合はご購入店または下記の連絡先まで連絡してください(無料で点検と当該部品交換が行われます)。



対象商品

対象品番

(1) F F 式石油温風機対象品番

OK - 2525、OK - 2526、OK - 2535、OK - 2536、OK - 3525、OK - 3526、OK - 3527
OK - 3535、OK - 3536、OK - 3537、OK - 4020、OK - 4030、OK - 2526 H A
OK - 3527 H A、OK - 4020 H A

(2) F F 式石油温風機対象品番

OK - 302 B、OK - 303 B、OK - 402 B、OK - 403 B

(3) 石油フラットラジエントヒーター対象品番

OK - R 500 F、OK - R 501 F、OK - V 501 F、OK - U 501 A F、OK - R 800 C
OK - R 800 A C

商品に関する大切なお知らせ - 松下電器産業(株)

<https://sec.panasonic.co.jp/appliance/info/heating/index.htm>

ご連絡先・松下電機産業株式会社

フリーダイヤル 0120 - 872 - 773 受付時間[土曜・日曜・祝日を含む24時間]

冬期限定 “新潟県の雪情報”



に昨年度のデータ（19年ぶりの豪雪）を追加。

提供期間

平成18年3月31日（金）まで

主な情報内容

- (1) 県内37地点のピンポイント降雪量予測（cm）、時間毎降雪強度
 - (2) 県内37地点の気象情報（天気、降雪量、積雪深）
 - (3) 県内37地点別の降雪量統計データ（過去11年分）
 - (4) 気象庁発表の注意報・警報
 - (5) 道路、防災、スキー場・観光等の各種情報サイトとのリンク
- (1)、(2)については、毎日2回更新（午前10時、午後4時）
予測地点（計37地点）
湯沢など

主な特徴

毎年、冬期間における住民の日常生活の安全・安心と社会経済活動の円滑化を図るため、県内37地点における降雪量予測等の気象情報を提供するとともに、道路、スキー場・観光などの雪に関する各種情報提供システムとのネットワーク化を推進し、新潟県の「雪情報」として提供します。

県内37地点の気象情報（降雪量ピンポイント予測など）を提供します。

携帯電話の情報端末（iモードなど）からもご覧いただけます。

道路、防災、観光等の雪に関する各種情報も「新潟県の雪情報」から閲覧できます。
「観測地点別 降積雪の資料」

利用方法

- (1) インターネット
<http://www.pref.niigata.jp/yuki/>
- (2) 携帯電話
<http://www.pref.niigata.jp/yuki/>
- (3) ファックスサービス
025・281・9191

1月は「食を考える月間」です

皆さん「食」について、考えたことがありますか。

農林水産省では、平成15年から毎年1月を「食を考える月間」とし、「食」に関する様々な情報の受発信やイベントを開催するなど、皆さんに広く「食」について考えていただくための取り組みを進めています。

平成18年1月についても、北陸農政局管内では、

1. 食に関するシンポジウム、意見交換会の開催
2. 「消費者の部屋」等で特別展示
3. マスメディア等を通じた食育の啓発・普及
4. 広報誌やメールマガジン等による情報提供

等を予定しています。これらの取り組み予定については、

北陸農政局のホームページ（<http://www.hokuriku.maff.go.jp/>）をご覧ください。

国有林モニターの募集について

林野庁関東森林管理局では、平成18年1月31日まで、国有林に関心のある県内など関東森林管理局管内居住者の成人を対象に、平成18年度国有林モニターを募集します。

募集人員は70人で依頼期間は平成18年4月から平成19年3月までです。国有林モニターになっていただいた方には、国有林の広報誌やイベント情報などを定期的に送付させていただきます。

希望する方は郵便はがきまたは封書にて氏名（ふりがな）、性別、生年月日、年齢、職業、住所（郵便番号）、電話番号、国有林モニターを知ったきっかけ、応募の理由（100字程度）を記載して、平成18年1月31日（火）（当日消印有効）までに、〒371 8508 群馬県前橋市岩神町4 16 5 関東森林管理局国有林モニター担当者に送付してください。

魚沼消防署から『防災一口メモ』

年末・年始の時期になると、お酒を飲む機会も多くなりますが、飲み過ぎによる事故や急性アルコール中毒、高齢者のお餅による窒息事故など悲しい事故も多く発生しています。

楽しい年末・年始となるよう次の事に気をつけましょう

- ? 飲酒は、一気飲みなどの無茶飲みをしない。
- ? お酒を飲んでからの入浴は控える。
- ? 高齢者のいる家庭では、お餅・お刺身・椎茸などの煮しめは一口で食べられる大きさに切る。また、お餅はつかえにくいよう、お雑煮など汁気の多い調理方法にする。

万が一お餅がのどにつかえたら

- 咳をしているようなら、そのまま咳を続けさせる。
- 咳が弱いようなら横向きにさせ、手のひらで背中を4～5回叩く。
- 口の中を覗いて、つかえている異物が見えたらハンカチ等を指に巻き付けて掻き出す。
- を繰り返した後、それでも異物がとれない場合は、後ろから抱きかかえる様にして両手を組み、自分の方に引き上げる(小さいお子さんにはしないでください)。

魚沼消防本部では「救急事故の未然防止」と「応急手当の普及」を推進しています。万が一の事態に備え応急手当を覚えましょう！

火災・救急・救助は **119**

【問い合わせ】 魚沼消防本部 782 - 9119

魚沼消防署からのお願い

冬季は、暖房器具を使用するため灯油の消費が増え、毎年灯油漏れ事故も多く発生しています。特に一般家庭のホームタンクからポリタンクに灯油を注ぐ際のちょっとした不注意が主な原因です。

次の点に注意して、今冬は灯油漏れ事故を防ぎましょう。
灯油を注いでいる時は、絶対にその場を離れない。
防油提の水抜きバルブは、常時閉じておく。
防油提に雨水等が溜まったら、水抜きを行う。

灯油漏れ事故を起こすと・・・
危険で近所に迷惑をかけます。
補償費、油処理費用代などを要します。

参考として
ホームタンクの注ぎ口に取り付ける、ホームタンク用自動停止機能付バルブが、ガソリンスタンド等で販売されていますので検討してみてください。

万一事故が発生した時は、被害を最小限に防ぐためにも早急に次まで連絡してください。

六日町保健所	772・2457
魚沼消防本部	782・9119

経年劣化によりゴムホースに亀裂が入り大量の灯油漏れ事故が発生する恐れがあります。ご使用前に点検してください。

1月のけんこつ体操教室

会場	日	時間
三 俣 地 区 館	5日(木)	13:30 ~ 15:00
神立中央集会場(田中)	13日(金) 27日(金)	10:00 ~ 11:30
神立中央会館(栄町)	10日(火) 24日(火)	9:30 ~ 11:00
小 坂 公 民 館	10日(火) 24日(火)	9:30 ~ 11:00
農山村総合開発センター	16日(月) 23日(月) 30日(月)	10:00 ~ 11:30
松川生活改善センター	11日(水)	10:00 ~ 11:30
下 湯 沢 公 民 館	11日(水) 25日(水)	10:00 ~ 11:30
総合福祉センター	5日(木) 12日(木) 19日(木) 26日(木)	10:00 ~ 11:30

タオル、お茶などの飲み物を持ってきてください。

【参加費】 200円(申し込みは不要)

【問い合わせ】 在宅介護支援センター 784 - 3000

ハイ、
県くらしのダイヤルです

くらしに役立つダイヤルは

025・285・7000

【1月4日(水)～2月6日

(月)のテーマ】

くらしの情報(毎月第1月

曜日正午更新)

・ケータイトラブル注意報

・無料点検商法のリフォーム

工事

消費生活相談事例(毎月第

1月曜日正午更新)

・資格商法

クリーニング・オフの方法
相談が多い事例のアドバイ

ス

・携帯電話のサイト料金請求

トラブル

・八ガキ等による覚えのない

請求の対処法

緊急な消費生活情報がある

場合に予定を変更すること

があります。

南魚沼就職フェア2006

ハローワーク六日町では、

求職活動中の皆さんと人材確

保を望む企業との出会いの場

として就職フェア(合同就職

面接会)を開催します。多くの

方の参加をお待ちしています。

【日時】

1月13日(金)

午後1時30分～4時

【会場】

南魚沼市民会館 多目的

ホール

【問い合わせ】

ハローワーク六日町

772・3157

年末年始の広域連合

「金城の里」休館日

12月31日(土)から1月2日

(月)までお休みします。

【問い合わせ】

環境衛生センター

782・0339

放送大学

4月入学生募集

いつでも、どこでも、だれも

が学べる、テレビ・ラジオで授

業を行う正規の通信制の大学

です。

【募集学生】

教養学部(全科生・選科生・

科目生)

大学院(修士選科生・修士科

目生)

【出願受付期間】

平成18年2月28日(火)まで

資料請求は無料です。

【資料請求・問い合わせ】

放送大学新潟学習センター

025・228・2651

動物愛護推進員の公募

県では、県の機関や関係機

関の支援を受けながら、地域

で動物愛護のためのボラン

ティア活動を行っていただき、

動物愛護推進員を募集します。

【募集期間】

平成18年1月11日(水)まで

【応募資格】

県内(新潟市を除く)にお住

まいの20歳以上の方で、動物

愛護の推進に理解と熱意があ

り、ボランティアで県の施策

にご協力いただける方。

【任期】

委嘱した日(平成18年3月)

から2年間(予定)

【選考方法】

書類審査及び面接と1日研

修を受講していただき、地域

の配置状況などを考慮して決

定します。

【問い合わせ】

県庁福祉保健部生活衛生課

動物愛護・衛生係

025・280・5206

1月の心配ごと相談日

4日(水)

相談員 井熊 秀夫

南雲ミヨシ

11日(水)

相談員 高橋 武成

高橋トミエ

18日(水)

相談員 橋本 秋治

杉本 芳枝

25日(水)

相談員 井熊 秀夫

南雲ミヨシ

【会場】

総合福祉センター

時間は午後1時～4時です。

時間中は電話784・41

13)での相談もできます。

1月の行政相談

都合により、お休みします。



～ 1 月 の 暦 ～

ごみ収集

問い合わせ 住民課環境生活係☎784 - 3453

区 分	出 し 方	湯 沢 東	湯 沢 西	土 樽・神 立	三 国・三 俣
可 燃 ご み	指定袋に入れる。	☾・☽・☼(2日・9日休み)		☾・☽・☼	
ダ ン ボ ー ル	紐を十字にかける。	19日	17日	20日	18日
紙 類 ・ 布 類		12日	10日	13日	11日
ペ ッ ト ボ ト ル	指定袋に入れる。 袋を二重にしないこと。	5日・26日	3日・24日	6日・27日	4日・25日
空 き 缶		3日・24日	5日・26日	4日・25日	6日・27日
空 き ビ ン		10日	12日	11日	13日
その他の不燃ごみ		17日	19日	18日	20日

環境衛生センター及びリサイクルセンター魚野は、12月31日(土)～1月2日(月)は休みます。

保健衛生行事

問い合わせ 保健センター(総合福祉センター内☎784 - 3149)

日	種 目	対 象	時 間	会 場
10☽	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
	母子手帳発行	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	総合福祉センター
11☽	リハビリ		12:00～16:00	保健医療センター
17☽	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
18☽	リハビリ		12:00～16:00	保健医療センター
19☽	1歳6ヶ月児健診	H16.5月～7月生まれ	13:00集合	総合福祉センター
24☽	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
	母子手帳発行	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	総合福祉センター
25☽	リハビリ		12:00～16:00	保健医療センター
31☽	1歳児健診	H16.11月～H17.1月生まれ	9:00集合	総合福祉センター
	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘

予防接種

問い合わせ 保健センター(総合福祉センター内☎784 - 3149)

日	種 類	対 象	会 場 ・ 時 間
17☽	三 種 混 合	1期：生後3～90ヶ月の間に3～8週間の間隔で3回接種 1期追加：3回目接種後、おおむね12ヶ月～18ヶ月において1回接種	保健医療センター内 健康増進施設 14:00～15:00
31☽	B C G	生後6ヶ月に達するまでに1回接種	

持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
必ず実施時間内においでください。接種料金は無料です。
詳しくは、平成17年度乳幼児予防接種カレンダーをご覧ください。

1月の救急診療当番

問い合わせ 日曜・祝日 ⇒ 休日救急診療所 773 - 6688
 その他の日 ⇒ 魚沼消防本部 782 - 1991
 (テレホンガイド)
 脳神経外科の休日救急医療 ⇒ 斎藤記念病院 773 - 5111

日	受付時間	内科	外科
1 日	9:00 ~ 16:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
2 日	9:00 ~ 16:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
3 日	9:00 ~ 16:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
7 日	12:00 ~ 18:00	米倉医院 ☎778 - 1211	ゆきぐに大和病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
8 日	9:00 ~ 16:00	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
9 日	9:00 ~ 16:00	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
14 日	12:00 ~ 18:00	萌気園二日町病院 ☎778 - 0088	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
15 日	9:00 ~ 16:00	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
21 日	12:00 ~ 18:00	保健医療センター ☎780 - 6543	ゆきぐに大和病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
22 日	9:00 ~ 16:00	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
28 日	12:00 ~ 18:00	高橋医院 ☎784 - 2410	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
29 日	9:00 ~ 16:00	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院

類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
 広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。

12月10日 坂西 のりさん
 12月13日 上村 健治さん

ご逝去お悔やみ申し上げます

保健医療センターでは24時間、救急患者を診療する体制をとっています。当番にあたっていない日でも対応しています。もし救急で受診されたい時は、まず保健医療センター(780 - 6543)までご連絡ください。ホームページ(<http://yuzawamed.jp/>)で保健医療センターの利用等についてご覧いただけます。



1月の広報は8日と29日に発行します。毎年発行していた1月1日の広報は発行しません。

新聞を購読していない方に、広報を郵送でお届けしています。ご希望の方は、総務課庶務係(784・3451)にご連絡ください。(ご近所に新聞を購読していない方がいたら教えてあげてください。)

まちのうごき

11月届出分	12月1日現在 (前年比)
出生 6	男 4,347 (-16)
死亡 11	女 4,431 (-52)
転入 50	計 8,778 (-68)
転出 48	世帯 3,232 (+47)